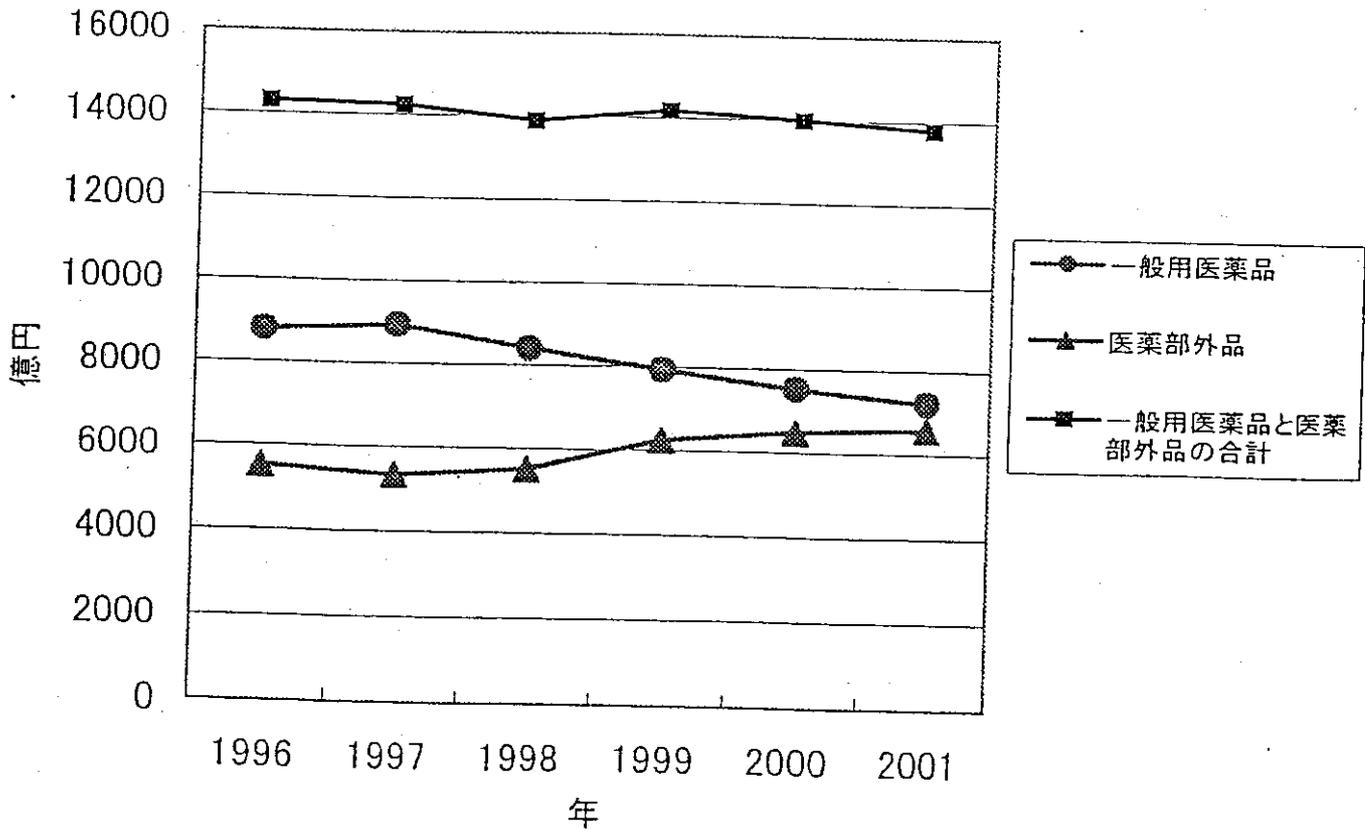


平成11年度の規制緩和措置による影響

- 医薬部外品への移行が行われた平成11年（1999年）前後の一般用医薬品、医薬部外品の生産金額及びその合計額の推移は以下のとおり。  
（厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」より）
- 一般用医薬品及び医薬部外品の生産金額の合計は平成11年前後で大きく変化していない。
- 平成11年度の医薬部外品への移行という規制緩和措置による経済効果は全く見られない。

生産金額の推移



## 消費者に対する今後の薬局・薬剤師の行動計画

～ 信頼される“かかりつけ薬剤師”となるために ～

平成15年7月23日

日本薬剤師会

患者・消費者に信頼される“かかりつけ薬剤師”の定着を目指し、薬剤師会及び会員の行動計画を以下のとおり定める。

### I. 薬剤師名札の徹底

実施主体：会員薬局・一般販売業

目的：「薬剤師」及び「氏名」を明らかにすることにより、薬剤師の存在と医薬品に対する責任の所在を、患者・消費者に明確にする。

行動内容：すべての会員薬局・一般販売業の薬剤師は、「薬剤師」である旨と氏名の入った名札の着用を徹底する。

達成時期：平成15年9月末

### II. 積極的な相談・指導の徹底

実施主体：①会員薬局・一般販売業、②日本薬剤師会

目的：医薬品の購入者が相談しやすいような場面設定と、積極的な相談・指導の徹底を図る。

行動内容：①医薬品の購入者が相談しやすいよう、すべての会員薬局・一般販売業において、店内数カ所に掲示（下記掲示例参照）を行う。

②日本薬剤師会において、一般用医薬品の購入者との「対面話法例示集」（仮称）を作成する。会員薬局・一般販売業の薬剤師は、これらを参考に相談・指導のさらなる充実を図る。

達成時期：①平成15年9月末

②平成15年9月中に「対面話法例示集」を作成。

(店内掲示例)

## お願い

次の方は、薬剤師にお申し出ください。

- ・アレルギー体質の方
- ・副作用を経験された方
- ・妊娠中・授乳中の方
- ・他に薬を使用中の方
- ・他で治療中の方

### Ⅲ. 夜間・休日における対応の拡充

実施主体：①会員薬局・一般販売業、②都道府県薬剤師会・支部薬剤師会

目的：夜間・休日等に患者・消費者からの「相談に応じられる状況」及び「調剤と併せて一般用医薬品が入手できる状況」を速やかに構築する。

行動内容：「各薬局・一般販売業での体制整備」と「地域薬剤師会による組織的な体制整備」を、それぞれ以下のとおり実施する。

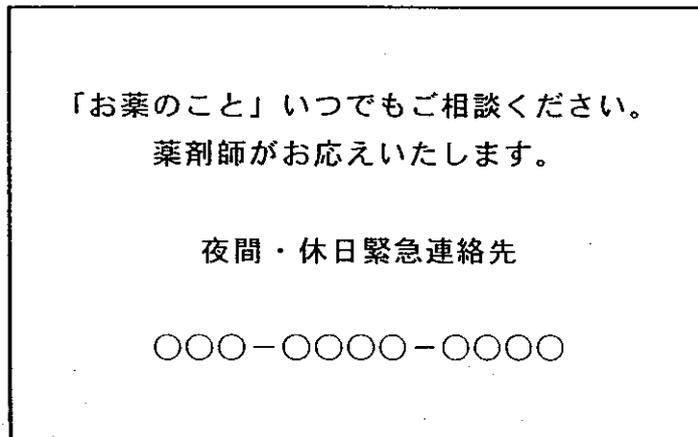
#### 1. 各薬局・一般販売業での体制整備

平成9年11月6日付日薬発第63号通知「薬局等における休日夜間の一般用医薬品販売体制の強化について」（別添参考資料参照）により実施されている各薬局・一般販売業の体制整備について、以下の事項を中心に一層の強化を図る。

- ① 各薬局・一般販売業において、携帯電話や転送電話の活用などにより、患者・消費者からの夜間・休日相談応需体制を整備する。
- ② その上で、店舗の内外に、「いつでもご相談下さい。薬剤師がお応えします」の旨と、緊急時の連絡先（電話番号）を掲示する。（下記掲示例参照）
- ③ 上記電話番号は、可能な範囲で薬袋等に印刷したり、名刺大のカード等を作成し患者・消費者に配付することが望ましい。
- ④ 閉局時間中は、連絡先電話番号を店舗外等の見やすいところにも掲示する。
- ⑤ 地域薬剤師会等で輪番制等の体制を整備している場合には、当日の当番薬局等を掲示する。
- ⑥ 住居と店舗が同一の場合は、インターフォンの設置等により、夜間に対応できるようにする。

- ⑦ 夜間開局時等に備えた防犯対策のため、夜間専用の受付窓口の設置等についても、段階的に整備する。

(緊急時連絡先掲示例)



## 2. 地域支部薬剤師会における体制整備の推進

- ① 各薬局・一般販売業の取り組みと並行して、地域薬剤師会においても、市区町村等の単位で夜間・休日の相談等に応じられる体制を検討・整備する。
- ② 地域薬剤師会において整備する体制は、例えば以下のような方法が考えられる。各地域の実状等を勘案し、まず地域薬剤師会の執行部において、実行可能な方策を検討する。
- ア) 地域薬剤師会で夜間・休日専用の携帯電話を購入し、会員薬局・一般販売業の薬剤師が持ち回りで携帯・対応する方法
  - イ) 会員薬局・一般販売業の薬剤師が地域の輪番制により自店舗に待機し、夜間・休日に対応する方法
  - ウ) 会営薬局や医薬分業推進支援センターで対応し、会員薬局から薬剤師を当番制で派遣する方法
  - エ) その他、上記以外で地域の実状に即した方法
- ③ 執行部において具体策を検討・作成の後、会員向け説明会を早急に開催し、会員への説明と参加要請を行う。
- ④ 説明会等を経て具体的な方策が決定した後、一般紙（地方版）や市区町村（行政）の広報誌、薬剤師会のホームページ、会員薬局・一般販売業での掲示等、あらゆる機会・媒体を通じて、専用携帯電話の番号や当番薬局等を地域住民に広く広報する。
- ⑤ 可能な範囲で、当番薬剤師が受けた夜間・休日における一般用医薬品の相談内容や販売実績を記録・保存しておく。
- ⑥ 地域薬剤師会における組織的な体制整備については、到達目標を設定して計画的に推進するとともに、適宜、進捗状況の把握と見直しを図る。

- 達成時期：①各薬局・一般販売業における連絡体制の整備（携帯電話や転送電話の設置等）、及び店舗内外への緊急連絡先掲示については、可及的速やかに実施する。
- ②輪番制等による組織的な対応については、まず、「連絡・相談体制」及び「必要に応じ医薬品が入手可能な体制」について、遅くとも平成15年末までに、全ての地域薬剤師会で具体的な体制を構築する。
- ③輪番制等による夜間・休日の開局については、各薬局・一般販売業における夜間専用の受付窓口の設置推進等、防犯体制も含めた検討を進め、段階的な実施・推進を図る。

## IV. 国民向けPR

実施主体：①日本薬剤師会、②都道府県薬剤師会・支部薬剤師会、③会員薬局・一般販売業

目的：医薬品や薬剤師に対する国民の理解を深めるため、継続的な国民向けPRを実施する。

行動内容：平成15年中の活動として、以下のPRを実施する。

### 1. 一般紙への意見広告の掲載

- ① 一般紙6紙への意見広告の掲載（実施済）・・・平成15年6月8日、10日
- ② 朝日新聞への意見広告の掲載・・・・・・・・平成15年8月8日（予定）  
テーマ「いつでもご相談ください。薬剤師がお応えします」
- ③ 毎日新聞への意見広告の掲載（4回連載）・・・平成15年11月（予定）
- ④ 地方紙への意見広告掲載（平成15年12月までに実施）

### 2. 国民向けチラシの配布

- ① 「薬の安全使用のために」100万枚配布（実施済）・・・・平成15年6月
- ② 「薬の安全使用のために」の追加配布（第2弾）  
・・・・平成15年10月17～23日（薬と健康の週間）を中心に

### 3. 「国民向け薬教育用パンフレット」(仮称)の作成・活用

- ① 日本薬剤師会において「国民向け薬教育パンフレット」を作成  
・・・・平成15年9月（予定）
- ② 都道府県薬剤師会等において「国民向け薬教育パンフレット」を活用  
・・・・「薬と健康の週間」や住民向け講習会等を中心に継続活用

#### 4. 「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施

##### ① 薬剤師会における事業

- 1) 各種イベント会場等での「お薬相談」の実施
- 2) 「お薬相談」で地域住民より受け付けた相談の中から、次の事項を都道府県薬剤師会で集計の上、日本薬剤師会に報告する（集計・報告様式については、日本薬剤師会にて作成の上、都道府県薬剤師会に送付する）。
  - i) 受け付けた相談の総件数と相談内容別内訳
  - ii) 一般用医薬品に関する相談内容の内訳
  - iii) 一般用医薬品に関する具体的な相談内容
- 3) 各種イベント会場等での、下記PR資材の配布
  - i) チラシ「薬の安全使用のために」
  - ii) 「国民向け薬教育パンフレット」（仮称）

##### ② 会員薬局・一般販売業における事業

- 1) 同週間中に会員薬局・一般販売業が受けた“一般用医薬品に関する相談”の件数及び内容を支部薬剤師会に報告  
（報告様式は日本薬剤師会にて作成の上、都道府県薬剤師会に送付する。  
また、日薬誌10月号及び日本薬剤師会のホームページにも掲載する）
- 2) 支部薬剤師会は、会員薬局・一般販売業から報告された“一般用医薬品に関する相談”を集計の上、一括して都道府県薬剤師会に報告
- 3) 都道府県薬剤師会は各支部分を集計の上、一括して日本薬剤師会に報告
- 4) 日本薬剤師会において、全国的な集計・分析を行い、公表する

### V. 厚生労働省への副作用報告の徹底

実施主体：会員薬局・一般販売業

目的：国民の保健衛生上の危害発生を防止するため、平成15年度の薬事法改正により義務化された「厚生労働省への副作用報告」を徹底する。

行動内容：①会員薬局・一般販売業において、患者や医薬品購入者に対し「薬の使用により副作用が疑われる時はご相談ください」旨の声かけを進める。

②患者・消費者から相談のあった副作用が疑われる症状について、「医薬品安全性情報報告書」（日薬誌7月号付録「日薬医薬品情報」巻末綴り込み、または <http://www.pharmasys.gr.jp/info/houkoku.html> 参照）により厚生労働省医薬食品局安全対策課に速やかに報告する。

開始時期：平成15年7月30日

以上

## 「医薬品の一般小売店における販売」に対する各都道府県議会等意見書採択状況

2003.10.2報告分

	都道府県	意見書採択状況	市(町)議会における採択状況
1	北海道	○ 8月1日	7/2旭川市、7/17函館市、9/25苫小牧市
2	青森	○ 7月31日	
3	岩手		
4	宮城	○ 7月9日	
5	秋田	○ 7月3日	
6	山形		6/27水戸市
7	福島		
8	茨城	○ 6月18日	
9	栃木		
10	群馬		
11	埼玉		○ 7月9日
12	千葉		
13	東京		
14	神奈川		
15	新潟		
16	富山	○ 6月20日	6/27滑川市
17	石川	○ 7月1日	
18	福井		
19	山梨	○ 7月11日	
20	長野	○ 7月11日	8/18長野市、9/26松本市
21	岐阜		7/4名古屋市ほか 17市4町(9/4以降採択) 9/16四日市、9/25鈴鹿市・上野市、9/30松阪市
22	静岡	○ 7月10日	
23	愛知	○ 7月7日	
24	三重	○ 6月18日	
25	滋賀	○ 7月18日	
26	京都	○ 7月11日	9/26大阪市
27	大阪		
28	兵庫		
29	奈良	○ 6月26日	
30	和歌山	○ 9月30日	
31	鳥取		○ 7月10日
32	島根		
33	岡山	○ 9月29日	
34	広島	○ 10月2日	
35	山口		
36	徳島	○ 7月16日	7/7 高知市 6/16北九州市、7/4福岡市
37	香川	○ 7月11日	
38	愛媛	○ 7月11日	
39	高知		
40	福岡	○ 7月15日	
41	佐賀	○ 7月4日	
42	長崎	○ 7月11日	
43	熊本		
44	大分	○ 8月1日	
45	宮崎	○ 6月17日	
46	鹿児島	○ 7月8日	
47	沖縄		
	計	29都道府県議会	39市町議会